

## Ⅱ 研修支援事業・管理運営の記録

# 1. 令和3年度利用実績

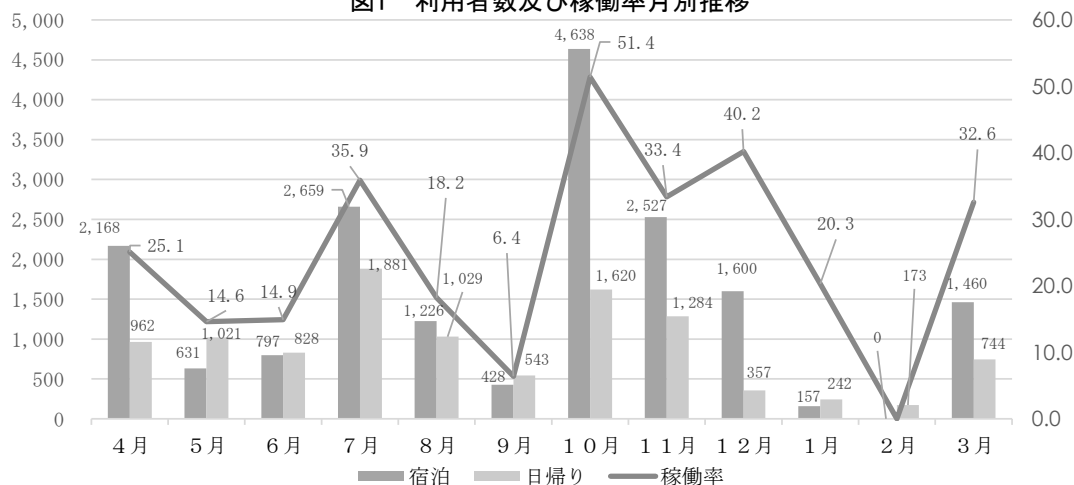
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による受入れ停止：令和3年8月20日～9月12日、令和4年1月21日～3月6日

## (1) 利用者数・利用団体数・稼働率

### ① 利用者数及び稼働率

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
研修支援	宿泊	2,168	631	763	2,416	1,097	428	4,478	2,399	1,445	112	0	1,430	17,367
	日帰り	962	1,010	815	1,696	991	464	880	1,220	348	221	171	668	9,446
	計	3,130	1,641	1,578	4,112	2,088	892	5,358	3,619	1,793	333	171	2,098	26,813
教育事業	宿泊	0	0	34	243	129	0	160	128	155	45	0	30	924
	日帰り	0	11	13	185	38	79	740	64	9	21	2	76	1,238
	計	0	11	47	428	167	79	900	192	164	66	2	106	2,162
総合計	宿泊	2,168	631	797	2,659	1,226	428	4,638	2,527	1,600	157	0	1,460	18,291
	日帰り	962	1,021	828	1,881	1,029	543	1,620	1,284	357	242	173	744	10,684
	計	3,130	1,652	1,625	4,540	2,255	971	6,258	3,811	1,957	399	173	2,204	28,975
稼働率(%)		25.1	14.6	14.9	35.9	18.2	6.4	51.4	33.4	40.2	20.3	0.0	32.6	25.4

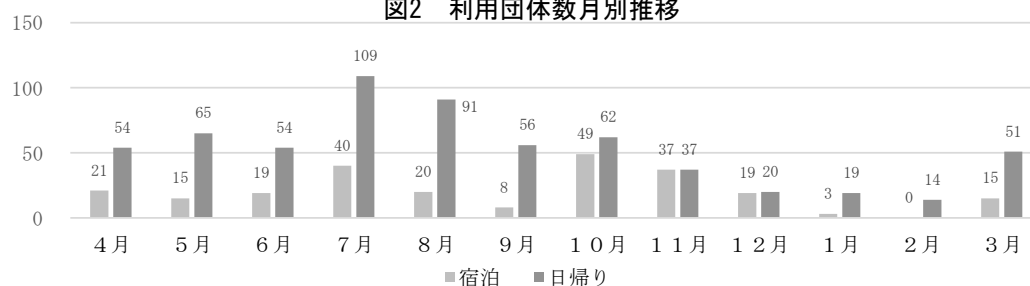
図1 利用者数及び稼働率月別推移



### ② 利用団体数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
研修支援	宿泊	21	15	18	37	19	8	46	34	15	2	0	14	229
	日帰り	54	64	53	107	89	53	54	33	17	16	13	47	600
	計	75	79	71	144	108	61	100	67	32	18	13	61	829
教育事業	宿泊	0	0	1	3	1	0	3	3	4	1	0	1	17
	日帰り	0	1	1	2	2	3	8	4	3	3	1	4	32
	計	0	1	2	5	3	3	11	7	7	4	1	5	49
総合計	宿泊	21	15	19	40	20	8	49	37	19	3	0	15	246
	日帰り	54	65	54	109	91	56	62	37	20	19	14	51	632
	計	75	80	73	149	111	64	111	74	39	22	14	66	878

図2 利用団体数月別推移

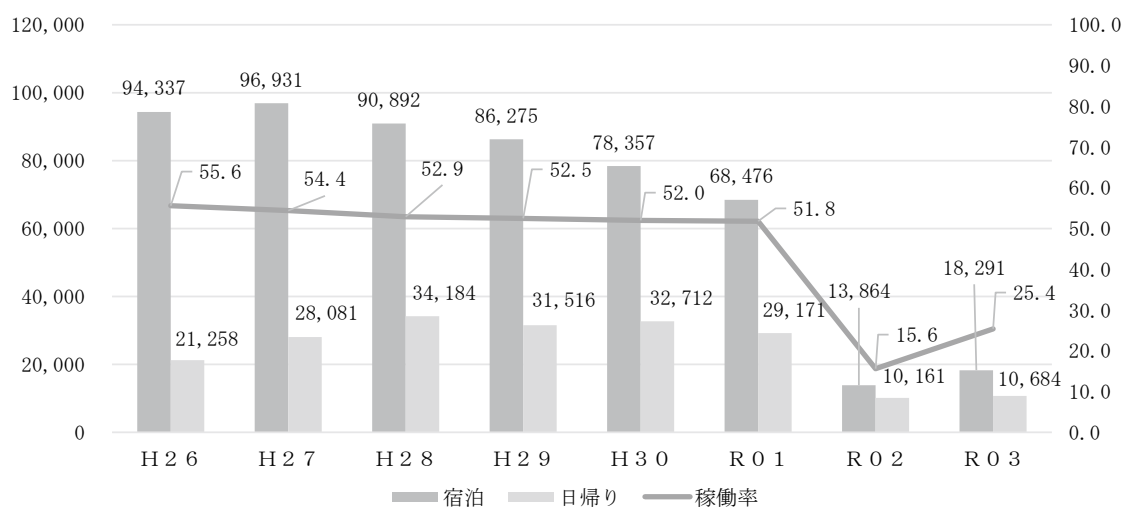


(2) 平成26年度から令和3年度までの利用者数・利用団体数・稼働率

① 利用者数及び稼働率

		H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 0 1	R 0 2	R 0 3
研修支援	宿泊	90,810	92,643	84,729	79,545	71,904	63,303	12,385	17,367
	日帰	12,526	14,379	15,380	14,960	13,522	13,020	8,526	9,446
	計	103,336	107,022	100,109	94,505	85,426	76,323	20,911	26,813
教育事業	宿泊	3,527	4,288	6,163	6,730	6,453	5,173	1,479	924
	日帰	8,732	13,702	18,804	16,556	19,190	16,151	1,635	1,238
	計	12,259	17,990	24,967	23,286	25,643	21,324	3,114	2,162
総合計	宿泊	94,337	96,931	90,892	86,275	78,357	68,476	13,864	18,291
	日帰	21,258	28,081	34,184	31,516	32,712	29,171	10,161	10,684
	計	115,595	125,012	125,076	117,791	111,069	97,647	24,025	28,975
稼働率(%)		55.6	54.4	52.9	52.5	52.0	51.8	15.6	25.4

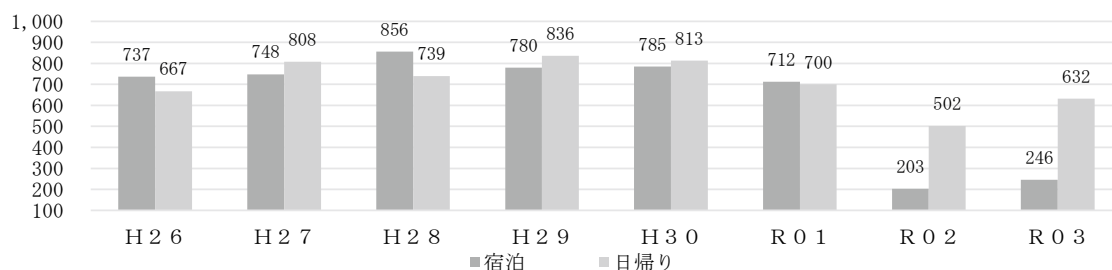
図3 利用者数及び稼働率経年比較



② 利用団体数

		H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 0 1	R 0 2	R 0 3
研修支援	宿泊	691	702	762	704	708	656	192	229
	日帰	634	746	674	774	732	633	468	600
	計	1,325	1,448	1,436	1,478	1,440	1,289	660	829
教育事業	宿泊	46	46	94	76	77	56	11	17
	日帰	33	62	65	62	81	67	34	32
	計	79	108	159	138	158	123	45	49
総合計	宿泊	737	748	856	780	785	712	203	246
	日帰	667	808	739	836	813	700	502	632
	計	1,404	1,556	1,595	1,616	1,598	1,412	705	878

図4 利用団体数経年比較



(3) 団体種別利用状況

団体種別	利用者数		利用団体数	
	数(人)	割合(%)	数(団体)	割合(%)
幼稚園・保育園・こども園	2,390	8.2	65	7.4
小学校	7,332	25.4	168	19.2
中学校	1,829	6.3	30	3.4
高等学校	970	3.3	10	1.1
特別支援学校	76	0.3	11	1.3
その他の学校	318	1.1	7	0.8
青少年活動関係団体等	9,254	31.9	238	27.1
教育事業など	2,162	7.5	49	5.6
官公庁・企業	548	1.9	24	2.7
家族	724	2.5	116	13.2
その他	3,372	11.6	160	18.2
合計	28,975	100	878	100

- ・「その他の学校」とは、専修学校・専門学校、職業訓練校等の団体を区分しています。
- ・「その他」とは、上記以外の「教育関係施設」、「グループ・サークル」等の団体を区分しています。

図5 団体種別利用者数の割合

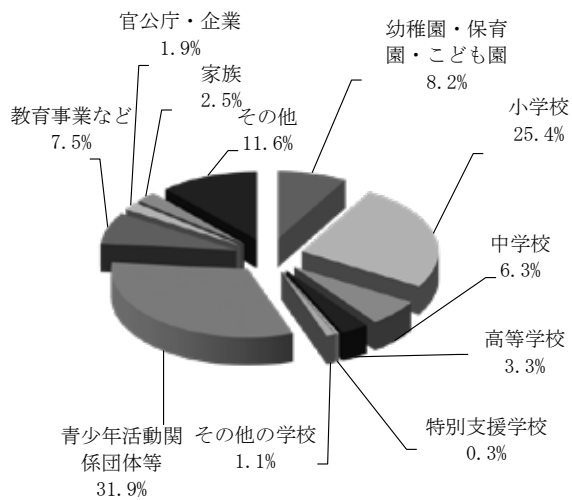
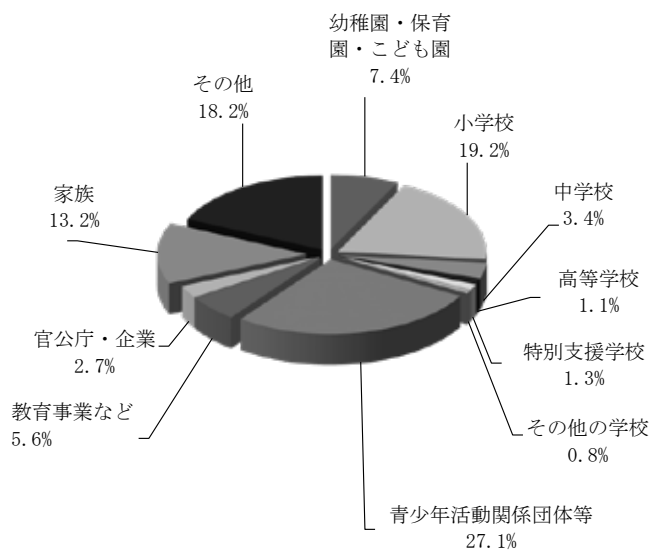


図6 団体種別利用団体数の割合



(4) 県別利用状況

都道府県	利用者数		利用団体数	
	数(人)	割合(%)	数(団体)	割合(%)
長崎県	24,850	95.4	523	95.3
福岡県	869	3.3	9	1.6
佐賀県	153	0.6	10	1.8
その他	187	0.7	7	1.3
合計	26,059	100	549	100

- ・当所主催の教育事業を除いています。
- ・各団体が「下見・事前打合せ」で利用した場合を除いています。

図7 県別利用者数の割合

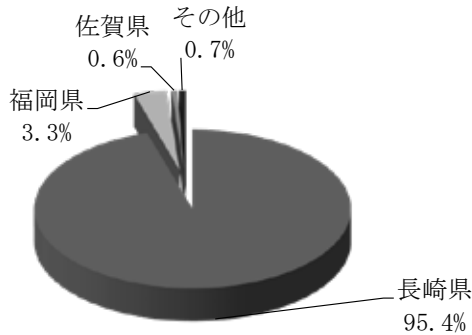
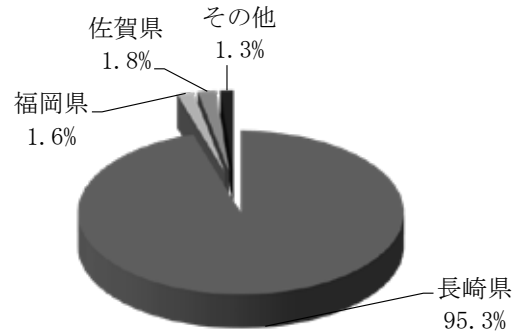


図8 県別利用団体数の割合



(5) 県ごとの団体種別利用実績

		幼・保	小学校	中学校	高等学校	特別支援	その他の	青少年	官公庁	家族	その他	合計
		こども園				学校	の学校	活動団体	企業			
長崎県	利用団体数(団体)	43	62	11	4	2	3	171	11	103	113	523
	利用者数(人)	2,300	7,005	1,796	419	50	311	8,882	375	670	3,042	24,850
福岡県	利用団体数(団体)	1	0	0	1	0	0	3	2	0	2	9
	利用者数(人)	19	0	0	540	0	0	160	11	0	139	869
佐賀県	利用団体数(団体)	0	1	0	0	0	0	0	0	8	1	10
	利用者数(人)	0	49	0	0	0	0	0	0	30	74	153
その他	利用団体数(団体)	0	0	0	0	0	0	1	2	3	1	7
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	34	133	12	8	187
合計	利用団体数(団体)	44	63	11	5	2	3	175	15	114	117	549
	利用者数(人)	2,319	7,054	1,796	959	50	311	9,076	519	712	3,263	26,059

- ・当所主催の教育事業を除いています。
- ・「学校」が、授業外(勉強合宿・部活・クラスレクリエーション)で利用した場合は、「青少年活動団体」に区分しています。
- ・各団体が「下見・事前打合せ」で利用した場合を除いています。

(6) 長崎県内市町ごとの利用状況

市町名	利用者数		利用団体数	
	数(人)	割合(%)	数(団体)	割合(%)
諫早市	11,818	47.6	270	51.6
長崎市	5,071	20.4	104	19.9
大村市	3,532	14.2	76	14.5
雲仙市	260	1.0	11	2.1
島原市	714	2.9	14	2.7
南島原市	94	0.4	2	0.4
佐世保市	377	1.5	9	1.7
時津町	1,624	6.5	9	1.7
長与町	1,047	4.2	15	2.9
その他	313	1.3	13	2.5
合計	24,850	100	523	100

- ・当所主催の教育事業を除いています。
- ・各団体が「下見・事前打合せ」で利用した場合を除いています。

図9 長崎県内市町ごとの利用者数の割合

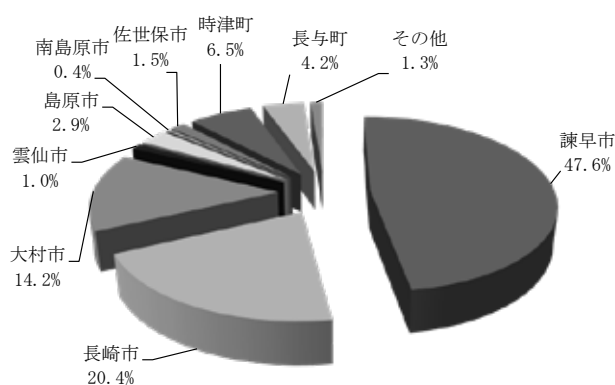
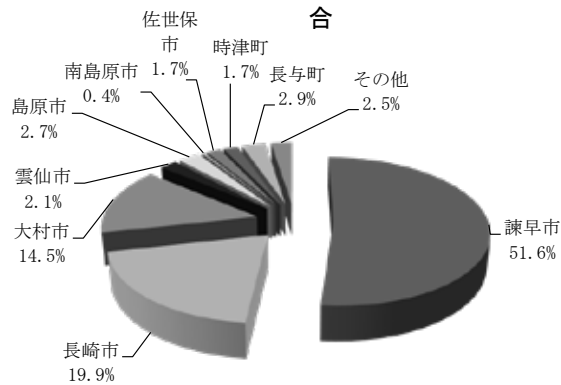


図10 長崎県内市町ごとの利用団体数の割合



(7) 長崎県内市町ごとの団体種別利用実績

市名	団体種別	幼・保 子ども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	その 他の 学校	青少年 活動団体	官公庁 企業	家族	その他	合計
諫早市	利用団体数(団体)	15	30	9	1		1	93	4	38	79	270
	利用者数(人)	652	2,992	1,051	113		68	4,755	192	222	1,773	11,818
長崎市	利用団体数(団体)	17	3	1			2	33	5	23	20	104
	利用者数(人)	1,143	285	100			243	2,431	117	155	597	5,071
大村市	利用団体数(団体)	4	11		1	2		21	1	28	8	76
	利用者数(人)	176	1,444		140	50		1,000	56	184	482	3,532
雲仙市	利用団体数(団体)	3	1		1					3	3	11
	利用者数(人)	95	58		61					11	35	260
島原市	利用団体数(団体)	3	5					2		4		14
	利用者数(人)	189	388					78		59		714
南島原市	利用団体数(団体)		1					1				2
	利用者数(人)		66					28				94
佐世保市	利用団体数(団体)							7		2		9
	利用者数(人)							363		14		377
時津町	利用団体数(団体)		4	1	1			1			2	9
	利用者数(人)		720	645	105			13			141	1,624
長与町	利用団体数(団体)	1	5					3	1	4	1	15
	利用者数(人)	45	916					39	10	23	14	1,047
その他	利用団体数(団体)		2					10		1		13
	利用者数(人)		136					175		2		313
合計	利用団体数(団体)	43	62	11	4	2	3	171	11	103	113	523
	利用者数(人)	2,300	7,005	1,796	419	50	311	8,882	375	670	3,042	24,850

- ・当所主催の教育事業を除いています。
- ・「学校」が、授業外(勉強合宿・部活・クラスレクリエーション)で利用した場合は、「青少年活動団体」に区分しています。
- ・各団体が「下見・事前打合せ」で利用した場合を除いています。

(8) 宿泊日数別利用状況

宿泊日数	利用者数		利用団体数	
	数(人)	割合(%)	数(団体)	割合(%)
日帰り	8,953	54.6	600	72.3
1泊2日	5,657	34.5	174	21.0
2泊3日	1,145	7.0	35	4.2
3泊4日	358	2.2	13	1.6
4泊5日	227	1.4	4	0.5
5泊以上	54	0.3	3	0.4
合計	16,394	100	829	100

図11 宿泊日数別利用者数の割合

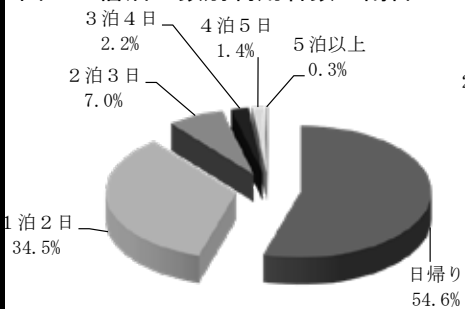
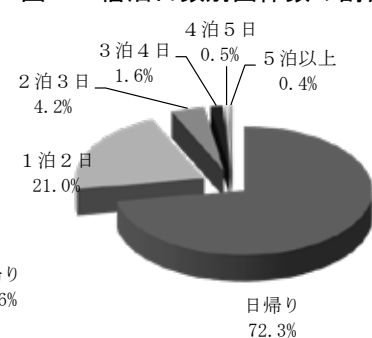


図12 宿泊日数別団体数の割合



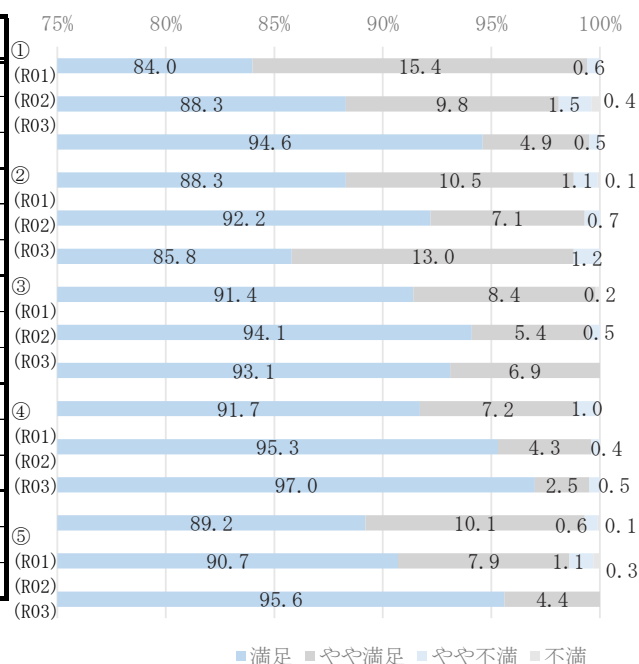
- ・利用者数は、実利用者数を用いて算出しています。
- ・当所主催の教育事業を除いています。

(9) 利用者アンケート

		満足	やや満足	やや不満	不満
①事前の情報提供に関する満足度	R01	84.0	15.4	0.6	0.0
	R02	88.3	9.8	1.5	0.4
	R03	94.6	4.9	0.5	0.0
②職員等の教育的支援に関する満足度	R01	88.3	10.5	1.1	0.1
	R02	92.2	7.1	0.7	0.0
	R03	85.8	13.0	1.2	0.0
③活動プログラムに関する満足度	R01	91.4	8.4	0.0	0.2
	R02	94.1	5.4	0.5	0.0
	R03	93.1	6.9	0.0	0.0
④職員の対応に関する満足度	R01	91.7	7.2	1.0	0.1
	R02	95.3	4.3	0.4	0.0
	R03	97.0	2.5	0.5	0.0
⑤施設を利用したの総合的な満足度	R01	89.2	10.1	0.6	0.1
	R02	90.7	7.9	1.1	0.3
	R03	95.6	4.4	0.0	0.0

(%)

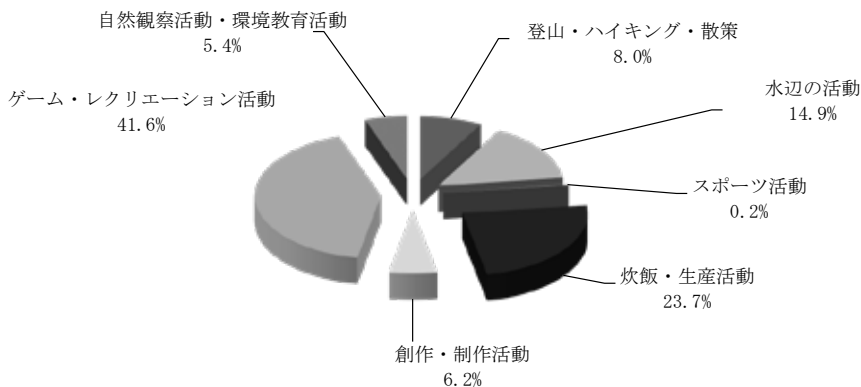
図13 利用者アンケート経年比較



(10) 活動プログラム別利用状況

活動プログラム	利用件数	割合(%)
登山・ハイキング・散策	43	8.0
水辺の活動	80	14.9
スポーツ活動	1	0.2
炊飯・生産活動	127	23.7
創作・制作活動	33	6.2
ゲーム・レクリエーション活動	223	41.6
自然観察活動・環境教育活動	29	5.4
合計	536	100

図14 活動プログラム別利用割合



## (11) 開所からの利用状況

和暦	西暦	宿 泊		日 帰		総 計		
		団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	
昭和	53	1978	163	22,453	—	—	163	22,453
	54	1979	428	86,601	—	—	428	86,601
	55	1980	489	117,570	—	—	489	117,570
	56	1981	466	138,144	—	—	466	138,144
	57	1982	428	142,494	—	—	428	142,494
	58	1983	460	146,857	—	—	460	146,857
	59	1984	406	151,007	—	—	406	151,007
	60	1985	455	153,593	—	—	455	153,593
	61	1986	465	156,750	—	—	465	156,750
	62	1987	492	157,146	—	—	492	157,146
	63	1988	565	158,195	—	—	565	158,195
平成	元	1989	585	158,789	—	—	585	158,789
	2	1990	579	159,933	—	—	579	159,933
	3	1991	602	160,610	—	—	602	160,610
	4	1992	622	153,276	—	—	622	153,276
	5	1993	603	141,314	—	—	603	141,314
	6	1994	643	127,045	21	1,705	664	128,750
	7	1995	712	124,072	22	1,517	734	125,589
	8	1996	731	124,034	17	1,852	748	125,886
	9	1997	636	113,898	12	645	648	114,543
	10	1998	622	108,750	27	1,110	649	109,860
	11	1999	585	104,592	31	1,706	616	106,298
	12	2000	560	98,888	42	2,228	602	101,116
	13	2001	518	91,016	127	5,245	645	96,261
	14	2002	599	94,632	273	5,996	872	100,628
	15	2003	695	102,799	400	7,381	1,095	110,180
	16	2004	634	97,555	514	8,841	1,148	106,396
	17	2005	714	96,400	571	9,668	1,285	106,068
	18	2006	664	95,838	626	6,854	1,290	102,692
	19	2007	619	93,318	570	7,352	1,189	100,670
	20	2008	711	93,427	702	12,395	1,413	105,822
	21	2009	731	93,102	614	15,549	1,345	108,651
	22	2010	650	96,890	580	10,097	1,230	106,987
	23	2011	653	92,634	613	17,861	1,266	110,495
	24	2012	632	91,453	549	18,833	1,181	110,286
	25	2013	708	92,226	594	16,051	1,302	108,277
	26	2014	737	94,337	667	21,258	1,404	115,595
	27	2015	748	96,931	808	28,081	1,556	125,012
	28	2016	856	90,892	739	34,184	1,595	125,076
	29	2017	780	86,275	836	31,516	1,616	117,791
	30	2018	785	78,357	813	32,712	1,598	111,069
令和	元	2019	712	68,476	700	29,171	1,412	97,647
	2	2020	203	13,864	502	10,161	705	24,025
	3	2021	246	18,291	632	10,684	878	28,975
	計		25,892	4,784,724	12,602	350,653	38,494	5,135,377

※昭和53年度～平成5年度の利用者数は現行とカウントの仕方が異なっていたために、現行の方法に合わせて計算しています。



(12) 傷病発生状況

①内科系

	発熱	頭痛	吐き気	嘔吐	腹痛	倦怠感 (だるさ)	その他	合計
オリエンテーリング・ウォークラリー		6			1	1		8
アドベンチャープログラム・イニシアティブゲーム	1				1			2
スポーツ活動			1				2	3
沢登り・沢遊び				1		1		2
野外炊事	2							2
クラフト等			1					1
自由時間	2	1	1	1			2	7
食事				2				2
入浴				2				2
就寝時間	2		1					3
移動中				1				1
合計	7	7	4	7	2	2	4	33

図15 状況別傷病発生率（内科系）

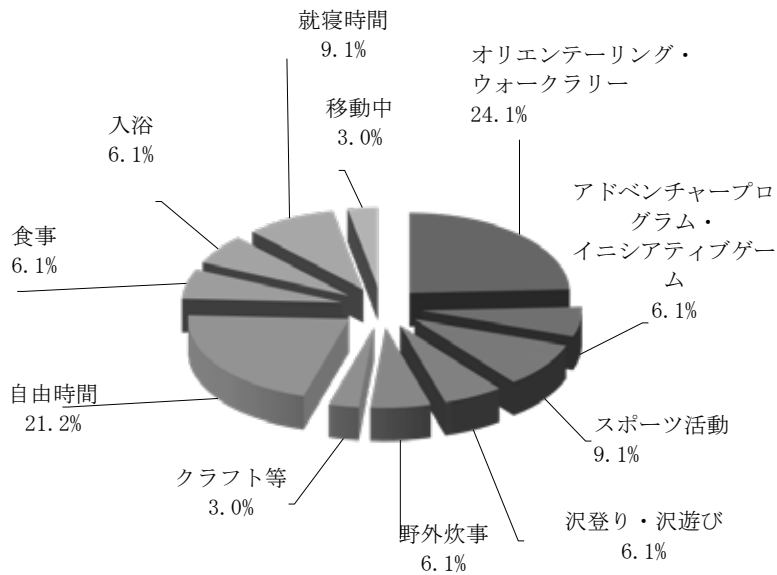
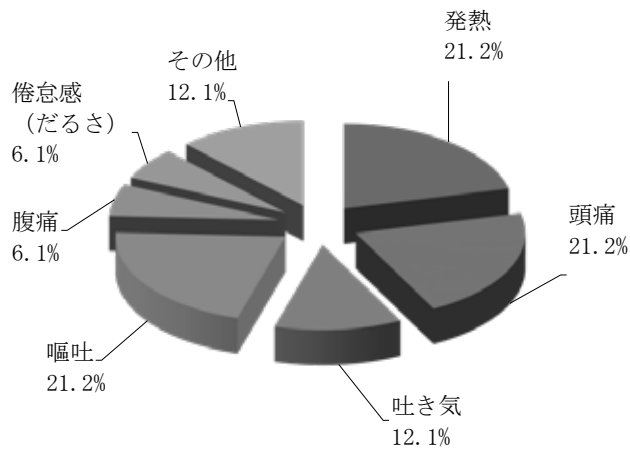


図16 傷病種類別発生率（内科系）



②外科系

	きり傷	すり傷	やけど	打撲	ねんざ	骨折	虫刺され	生理痛	その他	合計
登山・ハイキング	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
オリエンテーリング・ウォークラリー	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
アドベンチャープログラム・イニシアティブゲーム	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
スポーツ活動	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
沢登り・沢遊び	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
野外炊事	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3
キャンプ（テント設営等）	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
自由時間	1	0	0	0	0	1	1	1	0	4
その他	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3
合計	3	3	3	1	3	2	4	1	1	21

図17 状況別傷病発生率（外科系）

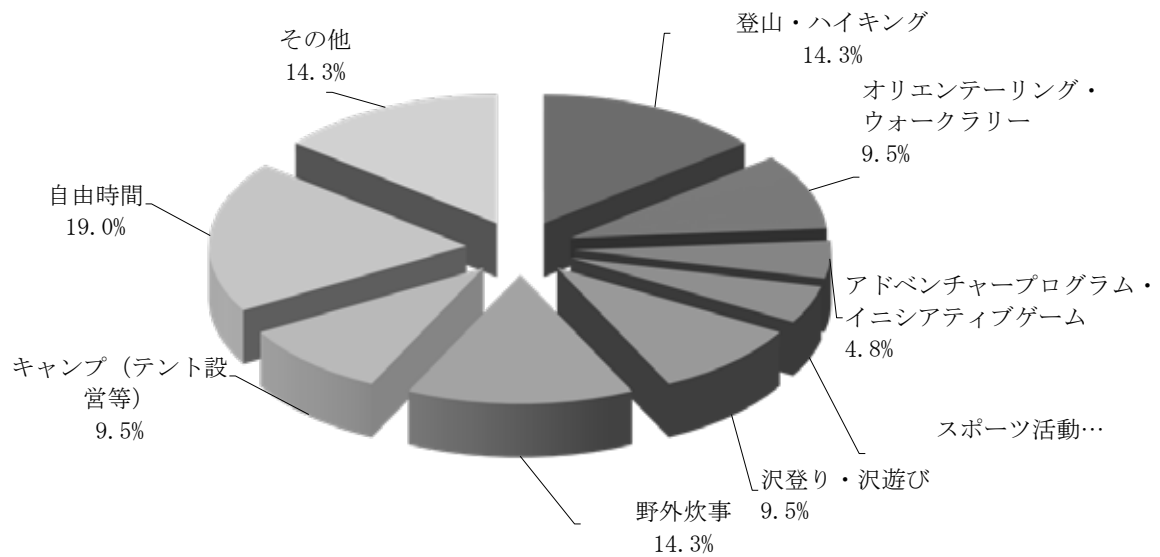
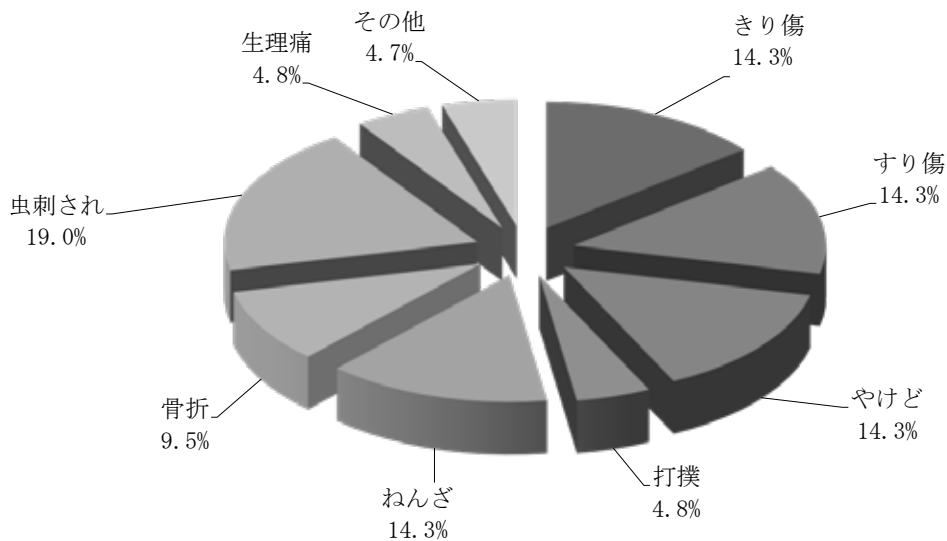


図18 傷病種類別傷病発生率（外科系）



### (13) 令和 3 年度の利用状況等に関する分析

令和 3 年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、キャンセルや日程変更を行う団体が相次ぎました。

長崎県が県独自の「緊急事態宣言」を発令した期間や長崎県に「まん延防止等重点措置」が適用された期間は、本所が利用者の受入れを停止したことや、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている地域や県外からの利用者の受入れを停止するなど感染防止対策のため受入制限を行ったことから、利用者数の大幅な減少となりました。また、長崎県内においては、令和 3 年度より県立学校の宿泊を伴う新入生研修や学習合宿が原則廃止されたことにより、県立高校の新入生オリエンテーション合宿での利用が無くなったことも減少の一因となりました。

しかしながら、コロナ禍において県外移動の自粛やキャンプブームの影響を受けた家族、密を避けた活動の場として自然の家を利用する学童クラブや放課後等デイサービスといった団体の利用機会も多くなり、感染対策を徹底して受入れを行うことに加えて、利用者のニーズに対応した研修支援を行いました。

#### ○「新型コロナウイルス」関連キャンセル団体数

令和 2 年度 425 団体

令和 3 年度 343 団体

#### ○受入れを停止した期間

・ R3. 8. 20～9. 12

・ R4. 1. 21～2. 22

※長崎県独自の緊急事態宣言 「R3. 8. 20～9. 12（県下全域）」、「～9. 30（佐世保市）」

※まん延防止等重点措置（長崎県）「R3. 8. 27～9. 12」、「R4. 1. 21～3. 6」

#### ○受入れを制限した期間

・ R3. 5. 10～5. 15（「緊急事態宣言」発令地域からの受入れ停止）

・ R3. 5. 16～6. 27（県外からの受入れ停止）

・ R3. 7. 30～8. 9（「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」発令地域からの受入れ停止）

・ R3. 8. 10～8. 19（県外からの受入れ停止）

・ R3. 9. 13～10. 14（「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」発令地域からの受入れ停止）

・ R4. 1. 9～1. 16（「まん延防止等重点措置」発令地域からの受入れ停止）

・ R4. 1. 17～1. 20（県外からの受入れ停止）

・ R4. 2. 23～3. 6（県外からの受入れ停止、県内の日帰りのみ受入れ）

#### 1) 第 1 四半期

毎年 4 月は県内の県立高校が本所に於いて新入生オリエンテーション合宿を行っていましたが、令和 3 年度から県内の県立高校の新入生オリエンテーション合宿が原則廃止となったため、利用者数は前年度同期に比べ大幅に減少しました。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、連休中の各種大会が中止になる

など、大型スポーツ団体（高校ラグビー合同合宿、中学校軟式野球大会、サッカー大会）の利用がキャンセルとなり、春に宿泊学習を行う小中学校については、日帰り利用や秋以降の利用へ変更されました。

## 2) 第 2 四半期

7月には幼・保・こども園が実施する「お泊り保育」の大半が日帰り利用へ変更されました。また、毎年7月下旬は福岡県大牟田市、みやま市の小学校の宿泊学習が集中する期間でしたが、すべての学校がキャンセルとなりました。そのため7月下旬の利用促進が大きな課題となり、親子キャンプのニーズに応えるべく、「キャンプ week」を新たに企画、実施し、学校に代わって多くの家族を受け入れることができました。

8月になると全国的に新型コロナウイルス感染者数が増加傾向（第5波）となり、長崎県でも県独自の緊急事態宣言が発令されたこともあって、夏休みに利用が多い部活動関係の団体や子供会、地域の青少年育成団体の殆んどがキャンセルされました。加えて、7～8月は長雨や豪雨によるキャンセルも見られました。

この期間は宿泊団体が相次いでキャンセルする反面、家族や学童保育、放課後等デイサービスの日帰り利用が増加しました。

## 3) 第 3 四半期

小・中学校の宿泊学習が春から日程変更を行って実施した影響もあり、10～11月に利用が集中しました。多くの学校が利用する中でも感染を懸念し、止む無く中止を決定する学校や日帰り利用に変更する学校、また野外炊事を実施しないなど、活動を限定して宿泊学習を行う団体もありました。

秋以降は新型コロナウイルス感染者数の増加が鈍化傾向にあったため、年末は高校や中学校の運動部の合同合宿による連泊利用が見られました。

## 4) 第 4 四半期

冬休みが明けた頃から新型コロナウイルス感染者数が再び増加傾向（第6波）となり、長崎県の県下全域に「特別警戒警報」が発令され、まん延防止等重点措置の対象区域になりました。そのため措置期間中は団体の受け入れを停止することとなりました。2～3月上旬は大学サークルや企業研修などで長期間利用の予約が入っていましたが、利用をお断りする結果となりました。

## 2. 利用者の安全及びサービス面の向上のために

### (1) エアウィーヴの寄贈

東京 2020 オリンピック・パラリンピック選手村で世界各国のアスリートが使用したエアウィーヴのマットレスが寄贈され、職員総出で宿泊棟のベッドに設置しました。

設置にあたり、マットレスカバーのクリーニングを行いました。一部については長崎県立希望が丘高等特別支援学校の生徒さんにクリーニングをお願いし、丁寧な作業を通してオリンピックレガシーの承継に寄与していただきました。



画像：希望が丘高等特別支援学校 HP より



## (2) 多目的広場へ滅菌庫を設置

利用者の方に野外炊事を快適に体験していただくため、多目的広場に滅菌庫を設置しました。既存倉庫を活用し、設置作業を職員が行うことで経費の削減を図りました。



## 2. 老朽化等への対応

### (1) つどいの広場 朝礼台の作成

つどいの広場の朝礼台が老朽化しており、使用中に破損する危険があったため、新しい朝礼台を作成しました。

職員が製作することで経費の削減を図りました。



### (2) 別館浴室シャワー水栓の修繕

別館浴室のシャワー水栓が故障したため、新しいものに交換しました。

職員が交換作業を実施することで、経費の削減を図りました。



### (3) ロープスクースの整備

ロープスクースにある、ジャイアントシーソーの一部が破損していたため、板の張替え作業を行いました。



### 3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

今年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、長崎県が県独自の「緊急事態宣言」を発令、また「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、感染拡大防止対策が実施されました。本所はそれに合わせて利用者の受入れ停止や制限措置を行い、受入れの際は「新しい生活様式」の実践を徹底し、宿泊人数や活動内容、食事の対応等について、「3密」（密集・密接・密閉）の回避などの感染防止策を講じた上で利用者を受け入れました。

\* 国や県の動向、方針等については別表資料

#### (1) 「施設利用ハンドブック」の改訂

「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン 国立青少年教育振興機構」に基づき、施設独自のガイドラインを制定し、利用団体が安心して自然の家を利用できるよう、利用者向けに施設が行う感染拡大防止対策や、利用にあたっての順守事項等についてまとめた「新型コロナウイルス感染拡大防止対策による施設利用ハンドブック」を令和2年度に作成、今年度は政府や県の対処方針の変更とも合わせて、緩和等実情に沿った改訂を行いました。ホームページに掲載し、すべての利用者に関覧をお願いしています。



#### (2) 感染防止対策の実施

- ① 感染防止対策のために、館内（宿泊室・研修室入口等）各所に手指消毒励行の掲示と合わせて消毒液を設置しています。
- ② 宿泊室は、定員を通常より7割減らし、ベッドや棚を対角で2色に色分けし、寝具（ベッド）を交互に使用することで、直近に使用した寝具（ベッド）を次に入所する団体が使用することがないように調整を行ったり、使い捨てシーツを使用するなどの感染防止対策を行っています。
- ③ レストラン入口やレストラン内は、間隔をおいて並べるよう、また指定のバイキングテーブルへスムーズに進めるよう床サインを設置し、同じバイキングテーブルを複数団体が使用する際は、間をおいて入場させるなどの対策を行っています。さらに、食事をするテーブルは通常8人掛けのところ、半数の4人掛けとし、対面とならないようテーブルにマーキングをする形で座席を配置しています。



#### (3) 「施設利用者説明会」の実施

利用予定団体の引率責任者に対して、本施設の感染防止対策ガイドラインに基づき、感染症防止対策を説明するとともに利用団体が留意していただく内容を周知する機会としました。



## (特別研修支援事業)

### 新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた 施設利用者説明会

令和3年5月26日(水)、6月4日(金)、7月29日(木)、  
8月5日(木)

【担当：上戸 正仁】



#### 1. 事業の背景

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本所を利用予定の団体が感染対策など不安を抱えていることや、さらに利用団体(学校等)は参加者の保護者に対し、安全に利用できること等を説明しなければならないことも踏まえ、本所が行う感染対策や留意していただく内容を周知する機会を設定する必要があると考え、昨年度から施設利用者説明会を開催しています。

#### 2. 事業の趣旨

利用予定団体の引率責任者に対して、当施設の新型コロナウイルス感染症防止対策を説明するとともに、利用団体に留意していただく内容を周知する。

#### 3. 目標

- ① 本所が行う新型コロナウイルス感染症防止対策を周知する。
- ② 施設利用に関して、利用団体に留意していただく内容を周知する。
- ③ 各団体・学校が保護者説明会等で宿泊利用について説明できるよう情報を提供する。

#### 4. 対象

利用予定の各団体・学校の引率責任者、行政・学校関係者 等

#### 5. 事業の実施

##### (1) 期日

令和3年5月26日(水)、6月4日(金)、7月29日(木)、8月5日(木)

##### (2) 参加者

開催日	参加団体数	参加者数
5月26日(水)	5団体	20名
6月4日(金)	13団体	14名
7月29日(木)	16団体	24名
8月5日(木)	20団体	31名
合計	54団体	89名

### (3) 日程

各実施日
14:00 開会 説明「新型コロナウイルス感染防止対策について」 (宿泊、食事、活動)
15:00 説明「活動プログラムの企画・立案について」
15:30 質疑応答、連絡事項
16:00 閉会 (希望者は個別相談 ※申込先着順)

### (4) 活動の様子



#### 【説明「新型コロナウイルス感染防止対策について」】

本所が作成した『新型コロナウイルス感染防止対策による施設利用ハンドブック』を用いて、宿泊、食事、活動別に感染防止対策を説明しました。

説明の後は、宿泊室やレストランで実際に行われている感染防止対策を直接見る機会を設け、どのように感染防止を行うのか確認しました。



#### 【説明「活動プログラムの企画・立案について」】

本所で活動を実施する際の感染防止対策（3密の回避）や安全指導や班活動人数の制限等について説明を行いました。また、企画時には例年よりもゆとりを持った活動時間設定で計画するなど、活動プログラム企画時の注意点について、周知を行いました。



#### 【質疑応答・個別相談】

説明の後は、全体での質疑応答を行いました。昨年度の同説明会で受けた質問をまとめた Q&A 集を参考に、疑問点や気になる点について、全体で共有しました。

学校の先生からは、「宿泊学習の実施にあたり保護者説明会で感染防止対策について理解を得られる説明ができる」とのご意見をいただく等、有意義な時間となりました。

閉会後は希望者に対して、個別相談を実施し、活動内容等について、職員との相談を行いました。

## 6. 評価

### (1) アンケート結果 (説明会全体に対する満足度)

満足	やや満足	やや不満	不満
88%	12%	0%	0%

## (2) 参加者の声

- ・宿泊棟やレストランを見学できたことがよかった。
- ・施設利用オリエンテーション動画の事前視聴は効果的だと思いました。学校での事前指導の貴重な教材になるし、子供たちの意欲も高まると考えます。
- ・「自然の家」でどのようなコロナ対策がなされているのかよくわかった。宿泊学習の実施の有無も含め、検討材料ができてよかった。
- ・わかりやすく良かったです。広さや数なども直接見て確認できました。アレルギー対応を保護者とレストランが直接することに少し不安があります。学校なりの工夫をして、事故防止に努めたいと思います。

## 7. 成果と課題

### (1) 成果

利用方法の変更点や留意点を資料にまとめ、丁寧に説明したことで、当施設の対応のみならず、引率責任者が行うべき内容も理解していただくことができ、結果として、大きな混乱なく本所を利用していただくことができました。

また、団体が利用するにあたって気になる点や不安に思っている点等を、職員が知る機会にもなりました。

そして、コロナ禍において、利用団体が安心して施設を利用できるよう、施設としての説明責任を果たせたことが、何よりの成果だと考えています。

### (2) 課題

平日の午後からの開催ということもあり、学校以外の団体の引率責任者にとっては参加しづらい日程設定だったかもしれません。また、参加希望が特定の開催日に偏り、密を避けるため日程変更をお願いするなど、参加者の希望に添えない状況もありました。今後実施する際は、開催日程や実施回数の調整等が課題となります。

### (3) 今後の展望

学校団体の引率責任者は毎年交代されることが多いので、この感染症が完全に終息するまでは、同様の説明会を引き続き実施していきたいと考えています。また、日程の都合上説明会に参加できない場合は、個別に対応するなど柔軟な対応を行うよう検討します。

利用団体の引率責任者からは、通常利用時の施設利用も説明会という形で開催して欲しいとの要望もあり、今後は、通常時利用時における合同説明会の開催も検討したいと考えています。

## 新型コロナウイルス感染症にかかる国や県の動向・方針及び本所の対応

発令等期日	組織	内容	
R2年2月27日	機構本部	文部科学省総合政策局からの新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年2月28日から3月15日まで主催事業の中止及び団体受入れの停止措置の要請を受け各施設に要請	第1波
2月28日	本所	利用者受入れの停止及び教育事業の中止 令和2年2月28日～3月15日	
2月28日	文科省	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について関係各所に通知	
3月2日	長崎県	県立青少年教育施設5施設 高校生以下の入館制限 令和2年3月2日～4月7日	
3月12日	機構本部	文部科学省総合政策局からの新型コロナウイルス感染症への対応のため、引き続き3月24日まで主催事業の中止及び団体受入れの停止措置の要請を受け各施設に要請	
3月12日	本所	利用者受入れの停止及び教育事業の中止を延長 ～令和2年3月24日	
3月14日	長崎県	長崎県内1例目の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に感染者確認	
3月25日	本所	利用者の受入れ再開 令和2年3月25日	
3月26日	本所	5月までの教育事業を中止又は6月以降に延期	
4月6日	長崎県	県立青少年教育施設5施設 児童生徒の利用停止 ～令和2年4月19日	
4月7日	政府	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県に緊急事態宣言 令和2年4月7日～5月6日	
4月16日	政府	緊急事態宣言 実施すべき地域を全都道府県に変更	
4月17日	機構本部	機構本部より緊急事態宣言を受けて利用団体の受入れ停止と教育事業の中止を各施設に要請	
4月17日	本所	利用者受入れの停止及び教育事業の中止 令和2年4月17日～5月6日	
4月17日	長崎県	県立青少年教育施設5施設 臨時休館 令和2年4月18日～5月6日	
4月17日	長崎県	県立学校臨時休業 令和2年4月22日～5月6日	
4月17日	県内市町	県内各市町公立学校臨時休業 令和2年4月22日～5月6日	
4月23日	長崎県	長崎港停泊中の大型クルーズ船「コスタ・アトランチカ」で新型コロナウイルス感染症のクラスター発生	
4月28日	長崎県	県立学校臨時休業 令和2年5月10日まで延長	
4月28日	県内市町	県内各市町公立学校臨時休業 令和2年5月10日まで延長	
5月4日	政府	全都道府県の緊急事態宣言の延長 ～令和2年5月31日まで	
5月5日	長崎県	学校再開(部活動再開) 令和2年5月11日～	
5月5日	長崎県	県立青少年教育施設5施設 臨時休館 ～令和2年5月24日	
5月7日	本所	利用者受入れの停止期間の延長 ～令和2年5月31日	
5月14日	政府	緊急事態宣言区域の変更 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県	
5月18日	機構本部	新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを制定	
5月21日	政府	緊急事態宣言区域の変更 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	
5月23日	本所	日帰り利用者の受入れ再開(長崎県内在住者のみ) 令和2年5月23日～5月30日	
5月25日	政府	緊急事態宣言解除	
6月1日	本所	新型コロナウイルスに係る「国立諫早青少年自然の家」の対応について(本所ガイドライン)の制定	
6月1日	本所	宿泊利用者の受入れ再開 令和2年6月1日～	
6月26日	本所	新型コロナウイルス感染防止対策による施設利用ハンドブックを作成	
8月7日	機構本部	新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを改訂(8/6)	第2波
9月1日	本所	キャンセルポリシーを設定	
11月1日	本所	食数と食事の変更期限を改定	
11月1日	本所	新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、レストラン食の提供方法が、「バイキング」から「すべての料理をお皿に盛って提供」に変更	
11月1日	本所	新型コロナウイルス感染防止対策による施設利用ハンドブック(第2版)を更新	
12月14日	長崎県	県内の感染段階ステージを【ステージ1】から【ステージ2】に移行するとともに県下全域に注意報を発令	第3波
12月23日	長崎県	県内の感染段階ステージを【ステージ2】から【ステージ3】に移行するとともに県下全域に警戒警報を発令	
R3年1月4日	本所	新型コロナウイルス感染症の県内感染拡大のため、令和3年1月の教育事業を中止	
1月6日	長崎県	県内の感染段階ステージを【ステージ3】から【ステージ4】に移行するとともに県下全域に特別警戒警報を発令	
1月7日	政府	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に緊急事態宣言 令和3年1月8日～2月7日	
1月13日	政府	栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県に緊急事態宣言 令和3年1月14日～2月7日	
1月22日	本所	新型コロナウイルス感染症の県内感染拡大のため、令和3年2月・3月の教育事業を中止	
2月2日	政府	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県について緊急事態宣言の延長 ～令和3年3月7日まで	
2月8日	長崎県	県下の感染段階を特別警戒警報(ステージ4)から警戒警報(ステージ3)に切り替え。病床が逼迫している長崎市・佐世保市では、特別警戒警報を継続。	
2月12日	本所	新型コロナウイルス感染症による社会情勢に伴う利用者的大幅な減少によりレストラン及び売店業務の継続が困難となったため、レストラン及び売店業務の一時休止 令和3年2月12日～3月11日	
2月22日	長崎県	県全体の感染段階を【ステージ3】から【ステージ2】に切り替え。長崎市は【ステージ4】から【ステージ2】に、佐世保市は【ステージ3】に切り替え、両市の不要不急の外出自粛要請を終了	
2月27日	長崎県	直近の感染状況を踏まえて、佐世保市を含め、県全体の感染段階を【ステージ1】に切り替え	
3月5日	政府	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県について緊急事態宣言の延長 ～令和3年3月21日まで	
3月18日	政府	3/21に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県について緊急事態宣言の終了する旨公示	
4月	国内	デルタ株が国内の患者から、国内例として初めて検出された。	
4月1日	政府	宮城県、大阪府、兵庫県にまん延防止等重点措置(4/5～5/5)	
4月9日	政府	京都府、沖縄県にまん延防止等重点措置(4/12～5/5)、東京都にまん延防止等重点措置(4/12～5/11)	

4月16日	政府	埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県にまん延防止等重点措置(4/20~5/11)
4月16日	長崎県	県全体の感染段階を【ステージ1】から【ステージ2】に切り替え。県下全域に注意報を発令。
4月20日	長崎県	県全体の感染段階を【ステージ2】から【ステージ3】に移行。県下全域に警戒警報を発令。
4月23日	政府	宮城県、沖縄県まん延防止(～5/11)、愛媛県にまん延防止等重点措置(4/25～5/11) 東京都、京都府、大阪府、兵庫県に緊急事態宣言(4/25～5/11)
4月24日	長崎県	長崎市内の感染者急増。GW期間中(4/25～5/11)長崎市内における不要不急の外出自粛と夜8時までの時短営業、イベントの中止・延期の検討。
5月5日	長崎県	県全体の感染段階を【ステージ3】から【ステージ4】に移行。県下全域に特別警戒警報を発令。
5月7日	政府	沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県まん延防止(～5/31)。北海道、岐阜県、三重県にまん延防止等重点措置(5/9～5/31) 東京都、京都府、大阪府、兵庫県に緊急事態宣言延長(～5/31)。愛知県、福岡県に緊急事態宣言(5/12～5/31)
5月8日	長崎県	長崎市内において県独自の緊急事態宣言を発令。
5月10日	本所	【～5/31】県外からの新規宿泊予約受付停止。緊急事態宣言発令下の地域からの受入れ停止。県内部活動の合宿について原則受入れ停止。5月開催教育事業の中止。
5月13日	長崎県	県全体の感染段階を【ステージ4】から【ステージ5】に移行。県下全域に医療危機事態宣言を発令。長崎市の緊急事態宣言は継続。
5月14日	政府	群馬県、石川県、熊本県にまん延防止等重点措置(5/16～6/13) 北海道、岡山県、広島県に緊急事態宣言(5/16～5/31)
5月16日	本所	【～5/31】県外からの新規宿泊予約受付停止。県外からの受入停止。県内部活動の合宿について原則受入れ停止。5月開催教育事業の中止。
5月21日	政府	沖縄県に緊急事態宣言(5/23～6/20)
5月28日	政府	埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県まん延防止(～6/20) 東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県に緊急事態宣言延長(～6/20)
5月29日	長崎県	県下の感染段階を【ステージ5】から【ステージ3】に引き下げ、警戒警報を発令。県下全域に発令していた医療危機事態宣言は5/28をもって解除。長崎市の【ステージ5】及び緊急事態宣言は継続。
5月31日	本所	【6/1～6/20】県外からの受入(宿泊、日帰り)停止。県内部活動の合宿について原則受入停止(～6/7)。
6月4日	長崎県	長崎市の緊急事態宣言を解除し、【ステージ5】から【ステージ3】へ引き下げ。
6月17日	政府	沖縄県の緊急事態宣言延長(～7/11)埼玉県、千葉県、神奈川県、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県にまん延防止等重点措置(～7/11)
6月21日	本所	県外からの受入れ停止期間を6/27までとし、6/28から県外からの受入れ開始。
6月23日	長崎県	県下の感染段階をステージ3からステージ2へ引き下げ。佐世保市は、ステージ3を継続。原則、県内外問わず他校との交流可能(佐世保市以外)。
7月8日	政府	沖縄県の緊急事態宣言延長(～8/22)、東京都に緊急事態宣言(7/12～8/22) 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府のまん延防止等重点措置延長(～8/22)
7月13日	長崎県	佐世保市を含め、県下の感染段階をステージ1へ引き下げ。
7月21日	長崎県	7/21より県下の感染段階をステージ2へ引き上げるとともに注意報を発令。
7月27日	本所	「新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した利用者受入れガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染防止対策による施設利用ハンドブック(第3版)」を更新
7月30日	長崎県	7/30より県下の感染段階をステージ3へ引き上げるとともに警戒警報を発令。すべての都道府県との不要不急の往来自粛。
7月30日	政府	8/2より沖縄県、東京都の緊急事態宣言延長(～8/31)。8/2より埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府に緊急事態宣言(～8/31) 北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県にまん延防止等重点措置(8/2～8/31)
7月30日	本所	「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」が発令されている地域からの受入を実施期間中停止。(政府が発出した県からの受入れ停止)
8月5日	政府	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県にまん延防止等重点措置(8/8～8/31)
8月6日	長崎県	県全体の感染段階をステージ4へ引き上げるとともに特別警戒警報を発令。県境往来自粛、不要不急の外出自粛、飲食店時短営業要請。県民限定観光キャンペーン一旦停止。
8月10日	本所	長崎県外からの団体の受入停止(8/10～8/31)
8月17日	政府	○沖縄県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府について緊急事態宣言延長(～9/12)。 ○茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県に緊急事態宣言(8/20～9/12)。 ○北海道、石川県、福島県、愛知県、滋賀県、熊本県についてまん延防止等重点措置の延長(～9/12) ○宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県にまん延防止等重点措置(8/20～9/12)
8月19日	長崎県	県下の感染段階を「ステージ5」に引き上げ、県外との往来自粛、外出自粛、飲食店への営業時間短縮の要請を9/6まで延長。県下全域に県独自の緊急事態宣言を発令。部活動中止。県立施設においては休館とする。
8月19日	本所	8/20～9/6の間、利用団体(宿泊、日帰り)の受入れ停止。但し、事前打ち合わせや下見については受入れを行う。
8月25日	政府	○北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県に緊急事態宣言(8/27～9/12) ○高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県にまん延防止等重点措置(8/27～9/12)
8月25日	長崎県	「まん延防止等重点措置」の適用を受け、重点措置区域に長崎市、佐世保市を指定(8/27～9/12)。県独自の緊急事態宣言も9/12まで延長。県立施設の休館も9/12まで延長。
8月26日	本所	～9/12まで利用団体(宿泊、日帰り)の受入れ停止。但し、事前打ち合わせや下見については受入れを行う。また、8/26～9/12の間の教育事業について、延期または中止とする。

第4波

第5波

9月9日	政府	○沖縄県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県、北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県について緊急事態宣言延長(～9/30)。 ○石川県、福島県、熊本県、香川県、鹿児島県、宮崎県についてまん延防止等重点措置の延長(～9/30) ○宮城県、岡山県にまん延防止等重点措置(9/13～9/30)
9月9日	長崎県	まん延防止重点措置(長崎市、佐世保市)を9/12に終了。長崎県独自の緊急事態宣言は佐世保市においては9/30まで延長(ステージ5)。その他の市町は9/12で解除(ステージ4へ)。
9月10日	本所	・9/13～9/30まで「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」が発令されている地域からの受入を停止。(政府が発出した県からの受入れ停止)但し、事前打ち合わせや下見については受入を行う。 ・既に予約を受けている団体(宿泊・日帰り)については、感染防止対策を徹底したうえで利用可とする。 ・9/13～9/30間の新規宿泊の申込を停止。
9月22日	長崎県	9/25から佐世保市を含め県全体の感染段階を「ステージ2」に引き下げ。佐世保市に発令中の県独自の「緊急事態宣言」は9/24までで解除。
9月28日	政府	9/30をもって緊急事態及びまん延防止等重点措置を終了。
10月1日	本所	10/1～新規利用の受入再開。 ※但し、「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」が発令されていた地域(県)からの受入は10/15以降から行う。
10月5日	長崎県	10/6より県全体の感染段階を「ステージ1」に引き下げ。
11月8日	政府	従来のステージ分類からレベル分類へ変更(新型コロナウイルス感染症対策分科会)
11月29日	長崎県	11/29より県全体の感染段階を「レベル0」に引き下げ。
12月22日	国内	オミクロン株の日本国内での「市中感染」、大阪府で初めて判明。
R4年1月6日	長崎県	県下の感染段階を「レベル1」に引き上げ。県下全域に「注意報」を発令。
1月7日	政府	広島県、山口県、沖縄県にまん延防止等重点措置(1/9～1/31)
1月7日	本所	1/9～1/31 まん延防止等重点措置が発令された広島県、山口県、沖縄県からの受入れを停止。
1月13日	長崎県	1/13より県全体の感染段階を「レベル2-I」に移行、県下全域に「警戒警報」を発令。県の社会教育施設においては1/18から当面の間、受入れは県内在住者のみ。
1月14日	本所	1/17～当面の間、長崎県外からの利用受入れ停止(県立施設に準じる)。教育事業については県の対応状況をふまえて、共催団体、会場施設と相談し、実施判断を行う。
1月18日	長崎県	1/18より県全体の感染段階を「レベル2-II」に引き上げ、県下全域に「特別警戒警報」を発令。まん延防止等重点措置の適用を国に要請。対象地域:長崎市、佐世保市
1月19日	政府	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県にまん延防止等重点措置(1/21～2/13)
1月19日	本所	まん延防止等重点措置期間中(1/21～2/13)の団体受入れ停止。すでに申込済みの日帰り団体(県内)については利用可能。
1月25日	長崎県	まん延防止等重点措置区域を県内全域に拡大(1/26～2/13)
1月25日	政府	広島県、山口県、沖縄県にまん延防止等重点措置期間の延長(1/9～2/20) 北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県にまん延防止等重点措置(1/27～2/20)
1月27日	本所	まん延防止等重点措置期間中(1/21～2/13)の団体受入れ停止。すでに申込済みの日帰り団体(諫早市内)については利用可能。
2月3日	政府	和歌山県にまん延防止等重点措置(2/5～2/27)
2月10日	政府	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県について、まん延防止等重点措置の延長(～3/6)
2月10日	政府	高知県にまん延防止等重点措置(2/12～3/6)
2月10日	本所	まん延防止等重点措置期間の延長により、団体受入れ停止期間の延長(～3/6)。すでに申込済みの日帰り団体(諫早市内)については利用可能。また事前打ち合わせやプログラム相談は長崎県内のみ受入れ可能。
2月17日	長崎県	長崎県が県有施設の開館時間の短縮、休館を緩和(休館の終了)。 県立青少年教育施設について、2/18～3/6の期間、県内在住者に限りの日帰り利用を可能とする。
2月18日	政府	広島県にまん延防止等重点措置期間の延長(1/9～3/6) 北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、鹿児島県にまん延防止等重点措置期間の延長(1/27～3/6)
2月22日	本所	県立施設に準じて、2/23～3/6県内団体の日帰り利用を可能にした。
3月4日	政府	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県、北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県にまん延防止等重点措置の延長(～3/21)
3月4日	長崎県	3/7から県内の感染段階レベルを「2-I(警戒警報)」に引き下げ。「まん延防止等重点措置」は3/6で終了。県有施設の開館時間の短縮を終了。部活動については県内外問わず、地域の感染状況に応じて慎重に判断。
3月7日	本所	県内外問わず団体の受入れを開始。(3月のキャンプの日は県内在住者限定、教育事業は「まん延防止等重点措置」が発出されている地域からの参加者をお断りする)
3月17日	政府	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県、北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県のまん延防止等重点措置の終了

第6波

#### 4. 令和3年度施設業務運営委員会（令和4年3月現在）

##### （1）委員名簿

	氏名	職名
1	市山 高太郎	長崎県青少年教育施設協議会会長
2	小原 達朗	長崎大学名誉教授
3	佐藤 栄一	福岡県教育庁教育振興部社会教育課主幹社会教育主事
4	下釜 智	長崎新聞社諫早支局支局長
5	須貝 遊	佐賀県県民環境部まなび課生涯学習・体験担当係長
6	鈴木 徹	一般財団法人長崎県子ども会育成連合会事務局長
7	野口 美砂子	NPO法人インフィニティー理事長
8	野田 和宏	諫早市PTA連合会会長
9	栢山 ゆずる	長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課指導主事
10	水田 明光	一般社団法人長崎県保育協会会長
11	森 秀幸	諫早市立湯江小学校校長
12	諸岡 昌史	諫早市教育委員会生涯学習課課長
13	山崎 由美	長崎県教育庁生涯学習課課長

（委員氏名50音順）

平成30年度から、地域における体験活動の充実を図るとともに、地域と施設が一体となった管理運営を目指すため、地域の青少年教育団体・NPO・企業・自治体等多様な主体が、施設の管理運営や事業の企画・実施へ参画する形の「運営協議会」方式を導入しました。

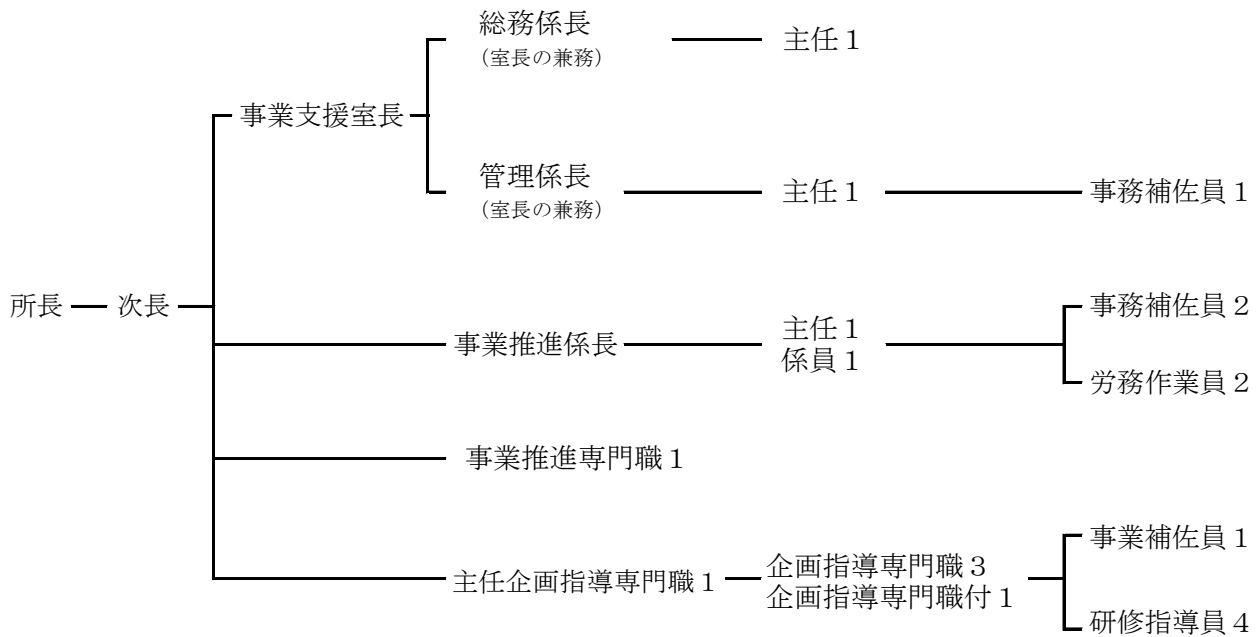
##### （2）開催状況

令和3年度の施設業務運営委員会実施状況は下表のとおりです。

	期日	議題
第1回	令和3年6月23日	(1) 令和3年度計画について
第2回	令和4年3月8日	(1) 令和3年度事業等報告 ①事業概要 ②利用概要 ③施設管理状況

5. 組織図・職員名簿(令和4年3月現在)

(1) 組織図



所長 1	次長 1	室長 1	係長 1	主任専門職 1	専門職 4	専門職付 1	主任 3・係員 1	非常勤職員 10	合計 24
------	------	------	------	---------	-------	--------	-----------	----------	-------

(2) 職員名簿

職名	氏名
所長	蓮見 直子
次長	望月 聡

職名	氏名
事業支援室長(兼)総務係長	田崎 雅徳
総務係主任・係員	(主任)吉田 誠
事業支援室長(兼)管理係長	田崎 雅徳
管理係主任・係員	(主任)高木 将秀
事務補佐員	川久保 由美子

職名	氏名
事業推進専門職	東島 憲之

職名	氏名	
事業推進係長	上戸 正仁	
事業推進係主任・係員	(主任)田村 匠平	貞方 貴衣
事務補佐員	中島 康子	吉良 麻由美
労務作業員	辻 正則	浅井 勝也

職名	氏名			
主任企画指導専門職	大嶋 和幸			
企画指導専門職	松元 延行	小野 栄策	葛島 隆文	
企画指導専門職付	園部 翔			
事業補佐員	林下 功			
研修指導員	稲田 俊彦	岡部 一樹	吉原 裕介	辰野 光亮